

お申込みについて

- ① はさみ込みの「加入依頼票」に必要事項をご記入の上、**クボタ総合保険サービス株式会社** までメールまたはFAXをお願いします。
- ② 正式な契約申込書および商品パンフレットをメールまたは送付いたします。
- ③ 商品パンフレットをよくお読みいただき、メールに返信、または申込書に必要事項をご記入・ご署名・ご捺印の上ご返送をお願い致します。
※保険料は口座振替、または請求書払となります。

本ちらしは動産総合保険(損害賠償責任担保特約付)の概要を説明したものです。保険の内容は各保険のパンフレットをご覧ください。詳細は保険約款によりますが、ご不明点がありましたらクボタ総合保険サービス株式会社におたずねください。

事故発生時のお願い

- ① 万一事故が発生した時には遅滞なく**クボタ総合保険サービス株式会社**にご連絡ください。
- ② ご連絡内容をもとに、**クボタ総合保険サービス株式会社**より保険金請求に必要な手続きについてご説明いたします。
- ③ この保険には、ご契約者または被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談の上、お進めください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。
- ④ 「クボタ総合保険サービス株式会社」自体の損害の場合、損害保険金のお支払い額が1回の事故で保険金額(注)と同額になった場合は、このご契約は損害発生時に終了します。なお、保険金額と同額にならない限り、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は保険期間の終了日まで有効です。

ご契約にあたっての注意事項

- ① 本制度は、「クボタ総合保険サービス株式会社」を契約者ならびに被保険者とする損害保険契約によるものです。
- ② ご契約内容に変更が生じたときは、すみやかに必ず**クボタ総合保険サービス株式会社**までご連絡ください。
- ③ 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料の領収証の発行・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接ご契約いただいたものとなります。
- ④ 損害保険会社の経営が破綻した場合の保険金のお支払いについて
引受保険会社が経営破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。この保険は、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員などの数が20人以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、返れい金等は原則として80%まで補償されます。ただし、破綻後3ヶ月以内に発生した保険事故に係る保険金は原則として100%補償されます。
- ⑤ 補償内容が同様の保険契約(特約や弊社以外のの保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらかのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、ご契約の可否をご検討ください。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

取扱代理店 **クボタ総合保険サービス株式会社**
本社 住所 〒556-8601 大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号
株式会社クボタ 第2ビル7F
TEL 06-6648-3722 FAX 06-6648-3729
MAIL: kti_g.nouki@kubota.com

引受保険会社 : 東京海上日動火災保険株式会社
担当課 : 関西営業第三部営業第二課
住所 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12

ホームページはこちら



クボタ「クボタクリーン精米屋」購入の皆さまへ 総合補償制度のご案内

動産総合保険(損害賠償責任担保特約条項付)



クボタ「クリーン精米屋」をご購入いただいた皆さまに万が一の事故に備えまして総合補償制度をご案内させていただいておりますので、ご検討の程よろしくご願ひ致します。

この制度は、お客さまが購入された **クリーン精米** に関わる **下記の損害を補償**します。

保険の対象

- | | |
|---|--|
| <p><動産総合保険>
「クリーン精米屋」の購入価格に含まれる</p> <ul style="list-style-type: none">・精米機本体・簡易建屋・ヌカタンク <p>※屋内設置タイプの場合、収容建物は含まれません。また、屋外設置タイプの簡易建屋の基礎も補償対象外です。</p> <p>「クリーン精米屋」内に収容されている現金は補償対象外です。</p> | <p><損害賠償責任担保特約>
クリーン精米屋にかかわる損害賠償責任</p> |
|---|--|

お支払いの対象

- 「クリーン精米屋」の損害** <動産総合保険>
設置されている「クリーン精米屋」について、「不測かつ突発的な」事故による損害を補償します。
<例>
 - ・異物(石など)混入による損害
 - ・火災・落雷・水災による損害
 - ・自動車などによる当て逃げの損害

「クリーン精米屋」の単なる故障の修理代金ならびに上記の事故に伴う休業損失は補償対象外です。
- 「クリーン精米屋」にかかわる賠償責任** <損害賠償責任担保特約>
設置した「クリーン精米屋」の対人または対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
<例>
 - ・精米機の設置場所の管理が不十分であったため倒れ、通行人にケガを負わせてしまった。
 - ・精米機に付帯している看板の取付が甘く、突風により飛ばされ、第三者の自動車に損害を与えた。

保険金をお支払いできない主な場合

「クリーン精米屋」の損害

- ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失(著しく注意を怠ること)による損害
- ・戦争、暴動、内乱、核燃料物資による損害
- ・自然の消耗または性質による変色変質サビその他類似の事由によってその部分に生じた損害
- ・精米機自体の欠陥によって生じた損害
- ・被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- ・精米機の汚れ、擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷による損害
- ・地震、噴火、またはこれらによる津波による損害
- ・精米機内に収容されている現金に生じた損害
- ・動産総合保険には「水災危険担保特約条項」がセットされるため、別途送付させていただき、パンフレット「保険金をお支払いできない主な場合」欄に記載されている「水災によって生じた損害」でも保険金はお支払いしますが、「残存物取片づけ費用保険金」「損害拡大防止費用」は水災事故の場合お支払いしません。

など

「クリーン精米屋」にかかわる賠償責任

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・被保険者の同居の親族に対する損害賠償
- ・地震もしくは噴火これらによる津波

など

保険金額および支払限度額について

1. 「クリーン精米屋」の損害

購入価格をもとに設定いただいた保険金額
自己負担額: 1事故につき1万円

2. 「クリーン精米屋」にかかわる賠償責任

対人・対物賠償共通(合算)で2億円限度(1名・1事故につき)
自己負担額: なし

保険期間(ご契約期間)と保険料について

保険期間 (ご契約期間) 1年間

年間保険料 保険金額 × 0.95% + 1,000円

保険金額の算出方法

購入日、購入価格により下表の算式で算出します。

購入後経過年度	購入価格 ×
初年度	100%
2年目	90%
3年目	80%
4年目	70%
5年目	60%
6年目	50%
7年目以降	一律40%

初年度の保険金額は購入価格(消費税を含む)とし、10万円単位で万円位を四捨五入してください。
ヌカタンクの価格は購入価格に含めてください。

ご加入例① 購入価格400万円 (購入と同時にご加入の場合)

保険金額 400万円 × 100% = 400万円

400万円 × 0.95% + 1,000円 = 39,000円

ご加入例② 購入価格400万円 (購入後2年目にご加入の場合)

保険金額 400万円 × 90% = 360万円

360万円 × 0.95% + 1,000円 = 35,200円